

ひとり親家庭等医療に係る所得制限計算方法(令和3年4月現在)

所得金額
☆総所得金額
☆退職所得金額
☆山林所得金額
☆土地等に係る事業所得等の金額
☆長期譲渡所得金額
☆短期譲渡所得金額
☆先物取引に係る雑所得等の金額
☆条約適用利子等の額
☆条約適用配当等の額
☆養育費所得の8割相当の額(受給資格者が父母の場合)

実額控除
☆雑損控除
☆医療費控除
☆小規模企業共済等掛金控除
☆配偶者特別控除
(控除額＝実額)

定額控除
☆障がい者控除 (270,000円)
☆特別障がい者控除 (400,000円)
☆寡婦(夫)控除(※1) (270,000円)
☆特別寡婦控除(※1) (350,000円)
☆勤労学生控除 (270,000円)
☆その他控除(※2) (100,000円)
※1 受給資格者が母又は父の場合は控除しない。
※2 給与所得がある場合のみ控除する。

免税所得
肉用牛の売却による事業所得

一律控除
社会保険料相当額 80,000円

<

所得制限限度額

ひとり親家庭等医療支給制度 所得制限限度額

(令和6年11月現在)

(単位:万円)

扶養親族等の数	本人	配偶者及び 扶養義務者
	所得額	所得額
0人	208.0	236.0
1人	246.0	274.0
2人	284.0	312.0
3人	322.0	350.0
以降1人につき	38.0加算	38.0加算

◎本人の場合

特定扶養親族・70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族の数に対して加算があります。

(単位:万円)

	老人控除配偶者又は老人扶養親族						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
特定扶養親族	0人	0	10	20	30	40	50
	1人	15	25	35	45	55	
	2人	30	40	50	60		
	3人	45	55	65			

(例)

①扶養親族2人のうち特定扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:284+15=299万円

②扶養親族2人のうち特定扶養親族が1人、老人扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:
284+25=309万円

◎配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族の数に対して加算があります。

(単位:万円)

	老人扶養親族				
		0人	1人	2人	3人
扶養親族	0人	0			
	1人	0	0		
	2人	0	6	6	
	3人	0	6	12	12

(例)

扶養親族2人のうち老人扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:312+6=318万円